平成２１年（フ）第６３号
石川県鹿島郡中能登町良川３部１番地
債務者　長濱ひろみ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６４号
石川県鹿島郡中能登町川田ヘ部38番地８
債務者　丸中商事こと　中狢　英貴
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５５５号
岡山市南区新保698番地２　芳田市営住宅１号棟709号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６３号
岡山市中区桑野529番地７
債務者　直原　　真
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６６号
岡山市南区西市102番地21　京殿ガーデンハウスＣ―101号
債務者　黒岩　美樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７１号
岡山市東区瀬戸町万富1940番地１　町住Ｂ―２―３
債務者　杉原　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７４号
岐阜県飛騨市古川町栄１―142　モンブラン２―１―Ｂ号室、住民票上の住所岡山市南区妹尾1758番地９、前住所岡山市中区乙多見335
債務者　中西　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１１号
岡山市北区富原3867番地20　カナンハイツＢ205
債務者　皆木　靖宏
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４９号
岡山市東区上阿知1125番地
債務者　長尾　智道
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５３号
静岡県焼津市飯淵772番地の１　ル・ポール102、旧住所静岡県焼津市上泉1060番地の４
債務者　安座間夕香
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８号
神奈川県相模原市相模台２丁目12番８号　グレース相模原305号
債務者　金子　一彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５０２号
青森市幸畑１丁目25番５号
債務者　櫻田　卓也
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
秋田県横手市赤坂字中山48番地18
債務者　牧野麻知子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第９８号
熊本県八代市植柳新町２丁目26号15番地
債務者　稲塚　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６１０号
愛知県豊田市京町２丁目１番地８　サンライズ中原212号
債務者　高栖慎太朗
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係